予防接種の費用助成を利用して、今後の流行に備えましょう.

予防接種でインフルエンザを100%防ぐことはできませんが、

重症化を防ぐ効果があります

1 65歳以上の人 65歳以上季節性インフルエンザ予防接種助成

1助成内容

助成対象者	助成額	接種期間(助成対象期間)		
65歳以上(60~64歳で、一 定の障がいがある人を含む)	3,280円 (自己負担額は一律1,000円)	令和4年11月1日(火) ~令和5年1月31日(火)		
生活保護受給者	全額	一つ105千1万51日(人)		

②助成方法

「インフルエンザ受診券」を必ず委託医療機関に持参してください。

1,000円で接種できます。※受診券は10月下旬に個人宛に送付します。

3注意事項

償還払いはできません。接種の際に、必ず「インフルエンザ受診券」を医療機関へ持 参してください。受診券を紛失等した場合は、役場で再交付できますのでご連絡ください。

2 65歳未満の人 伯耆町任意予防接種費用助成

①助成内容

助成対象者	助成額(1回目)	助成額(20目※)	接種期間(助成対象期間)
13歳未満	1,000円	1,000円	△ ₩ 4 ८ 4 ८ (土)
13歳以上65歳未満	1,000円		令和4年10月1日(土) ~令和5年1月31日(火)
生活保護受給者	全額		「日 (人)

※2回目の助成対象者は、**13歳未満の小児**です(13歳の誕生日前に1回目を接種した場合は、2 回目も助成対象です)。

②助成方法

「インフルエンザ予防接種助成券」を町内の医療機関に持参し接種を受けると、接種費 用から助成額を除いた額が医療機関から請求されます。助成券を持参しなかった場合や、 町外の医療機関を利用した場合は「償還払い」により助成を受けてください。

- ※助成券は9月下旬に世帯主宛に送付します。
- ※再発行できませんので、なくさないようにご注意ください。

③償還払いによる助成

次の方は、接種費用を医療機関で全額支払った後、役場の窓口で申請すると、 助成を受けることができます。

- 助成券到着前にすでに接種費用を全額支払った方
- 助成券を忘れて接種費用を全額支払った方
- ・指定の医療機関以外(町外医療機関)で接種し、接種費用を全額支払った方
- (1) 申請場所 健康対策課、分庁総合窓口課
- (2) 持参するもの
 - ①領収書 ②接種済証・母子健康手帳など接種が確認できるもの*
 - ③口座が分かるもの(通帳等)
 - *①領収書に「インフルエンザ予防接種」と記載があれば②は不要
- (3) 申請期限 **令和5年3月31日(金)** ※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

その他

1歳未満の人は、接種を行っても十分な免疫をつけることは困難と考えられ ますが、希望すれば接種は可能です。

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536

8